

## Client Alert

2020年 9月

For further information, please contact:

**Brian Chia**  
Partner  
+603 2298 7999  
brian.chia@wongpartners.com

**Kherk Ying Chew**  
Partner  
+603 2298 7933  
kherkying.chew@wongpartners.com

**Ee Von Teo**  
Partner  
+603 2298 7810  
eevon.teo@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ  
**Yoko Inoue(井上 洋子)**  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@bakermckenzie.com

## マレーシア：2019年コロナウイルス疾患(COVID-19)の影響軽減のための2020年一時的措置法案

### 概略

2020年8月12日、2019年コロナウイルス疾患(COVID-19)の影響軽減のための2020年一時的措置法案(「**法案**」)が下院に提出され、三度目の審議で可決された。

法案は、マレーシアでの企業や個人に対するCOVID-19パンデミックの影響の軽減のための一時的な措置を規定している。法案が施行されると、2020年3月18日から遡及的に有効となる。

### 法案主要点

#### 1. 契約上の義務からの救済

法案は、1988年感染症予防及び管理法に基づいて設定された対策(「**COVID対策**」)により契約上の義務を履行できない場合、当事者が救済を求めることが出来る契約のリスト(「**契約リスト**」)を規定している。COVID対策には、必須なサービスを提供する事業所を除く全ての事業所の閉鎖を求める活動制限令(「**MCO**」)、及び様々な分野で関連当局が発行した小売や建設等のガイドラインとSOPの実施が含まれる。

#### 契約リスト

- (a) 建設工事契約、または、建設コンサルタント契約、及び建設契約に関連する建設資材、設備または作業員の供給に関するその他の契約。
- (b) 建設契約または供給契約に従って付与される履行保証金またはそれに相当するもの。
- (c) 専門家サービス契約
- (d) 非居住者用不動産のリースまたは賃貸契約
- (e) いかなる会場、宿泊施設、アメニティー、交通機関、娯楽、ケータリングまたはビジネス会議、慰安旅行、会議、展示会、販売イベント、コンサート、ショー、結婚式、パーティーやその他の社交会やスポーツイベントを含むその他の物品とサービスの提供に関するイベント契約、または、そのよう



な集会やイベントの参加者、出席者、ゲスト、常連客または観客のための  
社交的な集会やスポーツイベントのイベント契約。

- (f) 1992 年観光産業法で定義されている観光事業者による契約、及びマレーシアにおける観光振興に関する契約
- (g) 宗教的巡礼関連の契約

本法案は、2020 年 3 月 18 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間(「**救済期間**」)に実行予定の契約リストについて全ての義務を一時的に軽減するため、広汎に起草されている。法案は、COVID 対策により引き起こされた契約違反に対する措置を一時的に停止させる。

契約リストの当事者についての契約上の権利は、通常影響を受けない。法案は、当事者が救済期間に、不履行の当事者に対してその権利を行使することを単に禁止している。例えば、救済期間の支払いの滞納または延滞に対して、契約上で利子を請求する権利を有する場合、その権利は影響を受けない。よって、(救済期間が延長されない場合)2021 年 1 月 1 日には、その権利を行使できる。従って、法案に基づく保護を求めると、最終的に延滞料が高くなる可能性がある。

紛争は、当事者が契約上の義務を履行できないのは、COVID 対策によるものではないという主張からも生じる可能性がある。例えば、SOP の順守は賃借人が賃貸契約に基づく支払い不履行を引き起こさないため、家主は、救済期間中に賃借人が家賃を支払えないのは、COVID 対策によるものではないと異議を申し立てることができる。法案は、そのような紛争は、調停により解決できるとしている。調停者の任命とその役割は、法務大臣により決定される。

以下については注意を要する:

- (i) ローン契約またはファンリティ契約は、契約リストに含まれない。そのため、法案は、2020 年 9 月末に期限が切れる既存のローン一時停止期間(モラトリアム)を延長しない。
- (ii) 法務大臣は、契約リストを修正し、既存のリストから追加(または削除)する権限を与えられている。また、大臣は救済期間を 2020 年 12 月 31 日以降に延長できる。そして
- (iii) 法案が施行された場合、遡及的に効力を有する。但し、2020 年 3 月 18 日以降であるが、法案の発効日(「**発効日**」)前に終了した契約、没収された預金または履行保証、受領した損害賠償、開始された訴訟、または付与された判決または裁定については、引き続き有効(「**救済条項**」)とする。当事者は、救済条項を利用するため、法案の施行前に契約を終了させるか、損害賠償を請求することにより、契約における自己の権利行使をすべきか考慮が必要となる。



## 2. 時効期間の延長

1953年制限法 (Limitation Act 1953) 第6条に基づいて、救済期間中に失効した契約及び不法行為の時効期間(つまり、契約当事者が請求提出可能な期間)は、2020年12月31日まで延長される。サバ州とサラワク州の法律にも適用されるよう起草されている。

## 3. 破産手続き

支払い義務のある債務の合計額が100,000マレーシアリングギット以上(「**破産閾値**」)である場合を除き、債権者は1967年破産法(Insolvency Act 1967)に基づく債権者に対する破産手続きを開始できない。この金額は、以前の閾値50,000マレーシアリングギットより増額されており、この破産閾値は、法案の発効日を有効日とし、(それ以上延長されない限りにおいて)2021年8月31日まで有効となる。

発効日前に提出された破産及び清算手続きは、影響を受けない。よって、債権者は法案の発効前に債務者に対する請求を迅速に行う可能性が高い。

## 4. 割賦契約の義務の救済

2020年4月1日から2020年9月30日までの期間、商品所有者は、分割払い不履行により、割賦払い購入契約に基づき、所有権回復を行使することはできない。但し、発効日前に権利を行使した所有者については、引き続き請求出来る。

## 5. 消費者保護法・クレジット販売契約

1999年消費者保護法(Consumer Protection Act 1999「**CPA**」)においては、クレジット契約(つまりクレジット契約に基づいて商品を購入する契約)に基づき、購入者が2回連続して支払いを不履行した場合、融資枠提供者は、支払い不履行の通知(「**通知**」)を発行する権利を有する。

法案は、CPAを修正し、購入者が債務に対処する柔軟性を高めている。


具体的には、以下のとおり。

(a) 通知受領後21日以内に、購入者は次を選択できる:

- (i) 遅延した分割払金を支払う(現行の法律に従い、延滞料は不要)。
- (ii) 支払総額を全て払い、早期決済を行う。または
- (iii) クレジット契約を解約、購入した商品を融資枠提供者に返却する。

(b) 購入者が上記5(a)に記載のオプションを選択しなかったとしても、以下の場合には、融資枠提供者はクレジット契約に基づき、購入者が支払うべき金額の回収のため法的手続きを開始できない。

- (i) クレジット契約は2020年3月より前に締結。そして



(ii) 購入者は 2020 年 3 月 18 日前に分割払いの遅延はない。

法案発効日前に開始された法的手続きについては、引き続き存続する。

(c) CPA に基づく時効期間が 2020 年 3 月 18 日から 2020 年 6 月 15 日の間に満了する場合、期日は 2020 年 12 月 31 日まで延長される。

#### **6. 賃借人が家主へ支払うべき賃貸料の回収**

賃借人が賃貸料の支払いを不履行した場合、法案は、2020 年 3 月 18 日から 2020 年 8 月 31 日までの期間、家主が賃借人の賃貸料滞納に対し、賃借人の持ち物を押収、売却する差押令状の申請を制限する。

但し、これは、法案発効日前に発行された差押令状を無効にするものではない。契約リストに賃貸契約が含まれていない事を考慮すると、この条項は、家主の法的権利の一時的停止を結果として提供するため、賃貸人にある程度の救済を提供する。

#### **7. 1966 年住宅開発(管理及び認可)法(「HDA」: Housing Development (Control and Licensing) Act)の改正**

法案は、HAD に以下の改正を提案することで、購入者と開発者の両方の権利を保護する。

(a) COVID 対策により、2020 年 3 月 18 日から 2020 年 8 月 31 日までの期間(「所定期間」)に分割払いを不履行した購入者に、延滞料を課さない。

(b) 所定期間については、以下の計算から除外される:

(i) 住居の引き渡し日時;

(ii) 開発者(ディベロッパー)の住居引き渡し不履行による約定損害賠償;

(iii) 購入者の入居日後の保証期間; 更に

(iv) 開発者が住宅の欠陥、損失及びその他の問題を修復し、改善するための作業の実施日時。

(c) 購入者が所定期間に、住宅へ入居しない場合でも、購入者は入居したものとは見なされない。そして

(d) 住宅購入者が住宅購入者請求のための裁判所に不服請求できる 12 か月の時効期間が 2020 年 3 月 18 日から 2020 年 6 月 9 日までの期間に期限切れした場合、住宅購入者は 2020 年 5 月 4 日から 2020 年 12 月 31 日まで不服請求を申請する権利を有する。



上記は、2020年3月18日以前に締結された住宅開発規則の付属スケジュール G, H, I 及び J に定められた所定の売買契約に従い、取得された住宅物件にのみ適用される。

これらの条項は、住宅購入者への救済と保護を提供する。またこれは、MCO 期間中は建設工事を中止しなければならなかったため、開発者を保護することにもなる。

購入者と開発者は、2020年12月31日までの所定期間の延長を住宅地方自治省に申請できる。所定期間が8月31日に期限切れになる理由、及び、法案が2020年12月31日まで延長されない理由は明らかでない。ただし、大臣権限の自由裁量に委ねるよりは、確実と思われる。

#### 8. 労使関係・民間人材派遣会社

法案は、2020年3月18日から2020年6月9日までの期間については、以下のタイムラインの計算から除外する:

- (i) 1967年労使関係法; そして
- (ii) 1981年民間人材派遣会社法。

以下のタイムラインからこの期間を除外することは、MCO 及び条件付活動制限令期間中の移動制限、そして、または関連の申請や提出不能から起こる不利益への対処である。

(a) 雇用主	
義務	タイムライン
労働組合の承認通知・非承認の理由通知	労働組合からの承認請求の送達後 21日以内
(b) 労働組合・従業員	
義務	タイムライン
労働組合の承認請求・承認通知の不受領の通知	承認通知受領から14日以内、または (a)の期限が経過した後、21日。
不当解雇の申し立て	解雇日から60日以内
(c) 民間人材派遣会社	
義務	タイムライン
民間人材派遣会社ライセンスの更新申請	有効期限満了の2か月前



[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur

## 9. 公共サービス車両・観光車両の認可運営者

法案は、2010年陸上公共交通法(Land Public Transport Act:「LPTA」)及び1987年商用車認可委員会法(Commercial Vehicles Licensing Board Act 1987)を改正する。公共サービス車両(例えば、LPTAの第1スケジュールに基づくバス、駅バス、チャーターバス)の認可運営者、または観光用車両(例えば、LPTAの第2スケジュールに基づく観光バス)の認可運営者は、関連当局に公共サービス車両、観光車両、または別のカテゴリまたは分類である商品運搬車両として使用する認可を申請できる。例えば、追加の保険を含む特定の条件を満たすことを条件として、観光用車両を公共交通に使用する許可が与えられる場合がある。

これらの改正により、観光事業及び娯楽事業者は、既存の車両を転用する事で他の収入手段を生み出すことが可能となる。

## 結論

COVID-19のパンデミックの規模は大きく、負の影響を免れるビジネスはない。活動制限令(「MCO」)に基づく前例のない規制は、マレーシアの経済活動に大きな打撃を与えた。政府が導入した刺激策は助けにはなったものの、混乱した企業が契約上の義務を履行するためには、更なる支援が必要となっている。

シンガポールでは、2020年4月に2020年COVID-19(一時的措置)法が可決された。マレーシアにおいても、企業の回復と再生に必要なツールを与えるため、法案の速やかな成立が不可欠である。

